

お客さま各位

山形信用金庫

改元に向けた手形・小切手の取扱いについて

日頃より山形信用金庫をお引立ていただき誠にありがとうございます。

さて、2019年5月1日の新天皇即位に伴い、改元の準備が進められておりますが、当金庫におきましても、手形・小切手の改元対応につきまして、以下の通り取扱いをご案内いたします。

お客さまにはお手数をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

Q 1. 新元号公表後も旧元号「平成」を使用できますか
<p>A 1 2019年4月1日に新元号が公表される予定ですが、新元号公表後も4月30日までの間は「平成」のまま手形・小切手を使用してください。</p> <p>(例) 2019年4月15日に、支払期日が2019年10月31日の手形を振り出す場合</p> <p>振出日 平成31年4月15日 支払期日 平成31年10月31日</p>
Q 2. 改元後も旧元号「平成」が表記された手形・小切手は使用できますか
<p>A 2 2019年5月以降も、「平成」表記の手形・小切手はご使用いただけます。ご使用の際は、以下の2通りのご記入方法のどちらでも、ご使用いただけます。</p> <p>(例) 2019年5月7日の日付を記入する場合</p> <p>“〇〇(新元号)”</p> <p>①平成 1年5月7日 (「元年」表示でも差し支えありません)</p> <p>②平成31年5月7日</p>
Q 3. 手形・小切手の「平成」表記を新元号に訂正する場合は訂正印が必要ですか
<p>A 3 新元号への訂正は原則訂正印が不要です。新元号を使用する場合は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。上記A2の①をご参照ください。</p> <p>(参考) 訂正が必要な箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小切手・・・「振出日」 ・約束手形・・・「振出日、支払期日、裏書日(裏面)」 ・為替手形・・・「振出日、支払期日、引受日、裏書日(裏面)」
Q 4. 新元号の手形・小切手はいつ頃から交付されますか
<p>A 4 新元号表記の手形・小切手帳の作成に相応の時間を要するため、手形・小切手帳の交付は2019年5月の10連休明けを予定しております。</p>
Q 5. 旧元号の手形・小切手はいつまで使用できますか
<p>A 5 お手元の旧元号の手形・小切手がなくなり次第、新元号の手形・小切手に切り替えていただいて差し支えございませんが、長い期間(6か月超)旧元号の手形・小切手を使用する場合は、上記A2の①のご記入方法で使用いただきますようお願い申し上げます。</p>

以上